

令和二年七月二十七日

聖籠町農業委員会第二十四期

第十七回総会議事録

聖籠町農業委員会第24期第17回総会議事録

聖籠町農業委員会第24期第17回総会は、令和2年7月27日、聖籠町役場において招集された。

1 出席委員

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1番 駒澤 一男 (会長) | 2番 新保 昇英 (会長職務代理) |
| 3番 曾根 善治 (農地部長) | 4番 宮下 吉勝 (農政部長) |
| 5番 新保 要一 | 6番 栗原 一成 |
| 7番 新保 勇 | 8番 八幡 裕 |
| 9番 神田 勝 | 10番 加藤 百合子 |

2 欠席委員 なし

3 出席職員

局長 田村 治 次長 長谷川 一也 主任 二宮 広輝

4 総会の議事等日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画による(利用権設定)申出審査について

「会長」 ただいまより、聖籠町農業委員会第24期第17回総会を開会いたします。 (開会 午後2時00分)

皆さん、大変お忙しいところ、ご苦労様です。6月11日に新潟県が梅雨入りし、最初はカラ梅雨で、その後6月後半から連日の雨で、作物にさほど大きな影響がないように感じています。しかし、農業新聞等を見ていると東北の太平洋側で低温日照不足ということで稲作が2日から1週間程度遅れている記事があった。今後の天気長期予報を見ていると8月は例年並みということで影響がないと思っており、秋の豊作を願っています。

「会長」 日程第1、会議録署名委員の指名について、会議規則第14条の規定により、5番委員、6番委員を指名いたします。なお、説明者には次長、書記には主任を指名いたします。

「会長」 日程第2、会期の決定について、令和2年7月27日、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会長」 異議なしと認め本日1日限りと決定いたします。

「会長」 日程第3、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

「次長」 はい、議長。それでは1ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれの農地も、農地法第4条第6項第1号ロ(2)に該当し、市街地近郊農地と認められるため、第2種農地と判断されます。
以上であります。

「会長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第1号は先ほどの事前審査において、地区担当委員からの補足説明もあり、全員異議なく許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会長」 農政部長より補足説明がありました。議案第1号について、質疑、意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)

「次長」 議長。議案中、番号26の所在地を「字町道下」と説明していましたが、議案の記載のとおり「字町道上」が正しいです。間違っ
て説明してましたので、発言の訂正をお願いします。

「会長」 皆さん、よろしいですか。
(了承の声)

「会長」 事務局から説明の訂正がありました。議案第1号について、許可
することに決定して、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会長」 日程第4、議案第2号 農用地利用集積計画による(利用権設定)
申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「次長」 はい、議長。それでは2ページをご覧ください。
「議案朗読」
いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満
たしていると考えます。なお、承認となれば町長部局の産業観光課に送
付し、その後、来月10日に公告され、同日付けで許可となります。
以上であります。

「会長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その
結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第2号は、番号130~133について、4月総会であっ
せん依頼のあった案件で地元9番委員にお願いし、何か作ってくれる
人がいないかということで、米の国さんに大豆の作付けしてもら
うことで1年間の利用権設定を使用貸借で設定していただいた。他は、
意義なく、許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会長」 農政部長より補足説明がありました。この案件につきまして、
質疑、意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)

「5 番委員」 この案件については、農政部長から話がありました。また主任からも説明がありましたが、基盤強化法第 18 条第 3 項の規定に基づくところがあるが、後学のために確認するが、第 18 条第 3 項は税務上で配慮されているのか。前にも同じようなことがあったはずだが。

「主 任」 税務上とは

「5 番委員」 貸していることは事実であるが、許可の期間が令和 2 年 8 月 7 日からの 1 年でもいいのか。承認ができるのか、大丈夫なのか。

「主 任」 期間については、耕作者のほうでこの期間でとの話であり、所有者もお互い同意のうえで、この期間となっている。基盤強化法においても制限するものはないので、問題ないと思っています。

「5 番委員」 使用貸借が、この時期になったことはいいですけども、このような案件があったとき、この時期でいいのか。それとも会計年度、組織が耕作する場合、組織の会計年度は関係あるものなのか、それらは、基盤強化法 18 条 3 項にうたわれているから大丈夫なものなのか。

「主 任」 基盤強化法には、そこまでの規定はないです。

「会 長」 よろしいですか。

「5 番委員」 いいです。

「会 長」 そのほか、質疑、意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)

「会 長」 それでは、議案第 2 号について許可してご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会 長」 以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので、総会を閉会します。

(閉会 午後 2 時 12 分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、押印をする。

聖籠町農業委員会
議長

駒澤 一男



聖籠町農業委員会
署名委員

新保 要一



署名委員

栗原 一成

